海老名市高齢者等移動支援事業補助金について

海老名市では、地域において外出困難を抱える高齢者や障がい者等へ 安定した福祉移動サービス事業の提供を支援するため、市内で福祉有償 運送や住民参加型移動支援事業を行う団体に対し、補助を行っています。

福祉有償運送事業

対象団体

- ・道路運送法の登録を得て市内で 福祉有償運送事業を行う団体
- ・当該事業を行う予定の団体※ ※今後事業を行うために準備をしている 団体については、法人格が必要です (登記事項証明書の写しを添付してくだ さい。)。

住民参加型 移動支援事業

対象団体

- ・団体の構成員に市内在住者が 3名以上いる住民参加型移動支 援事業を行う団体※
- ・当該事業を行う予定の団体
- ※ただし、以下の団体に限ります。
 - ・自治会又は地区社会福祉協議会
 - ・特定非営利法人、社会福祉法人等の 営利を目的とせずに事業を行う法人

補助対象経費

1団体50万円を上限として、下表の費用を助成します。

事業費		補助基準額等
保険料	ボランティア保険料、車両保険 料等	団体が、事業のために加入する保険に限る。
燃料費	 車両運行に要するガソリン代等 	事業の実施のために要する経費に限る。
車両費	車両の購入費又はリース料、点 検整備費、駐車場使用料等	団体が、事業のために所有又は賃借する 車両に係る経費に限る。
謝礼金	コーディネータ―、ボランティ アへの謝礼金	1 人当たり 1 日1,000円を上限とする。
事務費		
通信費、印刷費、広報費、消耗品費、備品費事業の実施のために要する経費に限る。		

※ただし、50万円の範囲内であっても、寄附金やその他の収入を除いた額を上限とします。

手続の流れ

申請・交付決定

以下の書類を添付して、市に申請書を提出します。 ・事業計画書 ・収支予算書 ・団体の規約、会則、定款等 ・団体の役員名簿



請求・支払

請求書提出から30日以内に市から補助金を交付します。(概算払)



実績報告・精算

事業年度終了後、市に実績報告を提出し、補助金を精算します。

申請にあたっての注意事項

- 1. 団体で事業を複数実施している場合、移動支援に関する費用のみが補助の対象となります。 収支予算書等に他の事業の費用が記載されている場合、内訳の確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 2. 実績報告額が既に交付している補助金額未満であった場合、過払 相当額を市が定める期日までに返金していただくことになります ので、ご注意ください。
- 3. 介護保険サービスや障害福祉サービス等の一環として行っている 移動支援事業は、この補助金の対象にはなりません。

書類の提出先・お問い合わせ先は、 以下のとおりです。

海老名市役所 福祉政策課 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 ☎046-235-4820(直通) 申請書類や記載例は 市ホームページから ダウンロードできます。

